

平成 25 年 12 月 12 日

各 位

日本商品先物振興協会

「平成 26 年度税制改正大綱」における
商品先物関連の税制措置について（ご報告）

本日、自由民主党・公明党連名による「平成 26 年度税制改正大綱」が公表されました。この中で、本会が要望しておりました税制改正要望については、下記の結果となりましたことをご報告いたします。

本会では、個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化が早急に実現するよう、引続き税制改正要望を行っていくことといたします。

* 「平成 26 年度税制改正大綱」は、下記の自由民主党ホームページに掲載しております。https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/123161.html

記

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

[本会の要望]

申告分離課税を前提として、商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損益、上場株式等の譲渡損益、公社債及び預貯金に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、当該通算後の損失について翌年以降への繰越控除を認め、個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること。

[平成 26 年度税制改正大綱における取扱い]

「第三 検討事項」において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化」と明記したうえで、引き続き検討することとされました。

(116 ページ)

第三 検討事項

3 (前略)

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。

2. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

[本会の要望]

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除が可能な期間（現行3年間）を延長すること。

⇒平成26年度税制改正大綱において言及された箇所はありません。

3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更

[本会の要望]

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

⇒平成26年度税制改正大綱において言及された箇所はありません。

4. 国際課税に係る税制措置

[本会の要望]

非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器に、商品先物取引の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設（Permanent Establishment）と解さないこと。

[平成26年度税制改正大綱における取扱い]

「第二 平成26年度税制改正の具体的内容」に、以下のとおり記載されました。

（104ページ、付記：120ページ）

五 国際課税

1 国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）

（国 税）

（1）外国法人の国際課税原則の見直し

外国法人に対する課税原則について、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法を、2010年改訂後のOECDモデル租税条約に沿った「帰属主義」に見直す。

（以下 略）

※総合主義…外国法人の国内事業所得については、国内法人と同様にその全所得を総合合算して課税すること

帰属主義…外国法人の国内事業所得については、Permanent Establishment に帰属

するものについてのみ課税すること

以 上